学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	27/11/11/2017
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ラグス カー・ロー	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	ング・ナス・ナブ
	ジフテリア	治癒するまで
	・・・・・・ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイ	
	ルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)	
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス	
	属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)	
	特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の	
	患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十	
	四号) 第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフル	
	エンザをいう。)	
第二種	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を 日目として)5日
	(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ 笠感効疾も除く \	を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するま で
	等感染症を除く。) 百日咳	く 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な
		抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後
		五日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快
	(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイ	した後 日を経過するまで
	ルスであるものに限る。)	OTEN TEMES
	結核	病状により学校医その他の医師において感染
	髄膜炎菌性髄膜炎	のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	 病状により学校医その他の医師において感染
	腸チフス	のおそれがないと認めるまで
	パラチフス	- V/dJ (1 V/J 'み V C p心以/で) み (
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	
沙山市信		

[※]出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。